

# 埼玉県医療安全啓発デザイン・印刷業務委託仕様書

## 1 委託業務名

埼玉県医療安全啓発デザイン・印刷業務委託

## 2 目的

在宅医療等の安全確保対策を実施し、医療従事者が安心して働くことができる体制を構築するために、医療機関において医療従事者への暴力・ハラスメントを啓発するためのポスター及びチラシを作成する。

## 3 委託業務の内容

受託者は次の事項に留意し、提案のデザイン、レイアウトを基に県との協議を踏まえ、ポスター・チラシのデザイン、印刷を行う。

### (1) 紙面等のデザイン

- ・ポスター・チラシは、別紙を参考に医療従事者への暴力・ハラスメントを防止したいことが伝わるデザインとし、デザイン・レイアウト等の作業は、県と協議しながら進めること。なお、デザインに当たり、過度に強い表現は避けること。
- ・字だけではなく、写真、イラスト、図を用いてデザインすること。

### (2) 規格等<sup>※1</sup>

- ア ポスター B列 2判 (片面・4色刷・マットコート紙・135kg)
- イ チラシ A列 4判 (両面・4色刷・マットコート紙・90kg) <sup>※2</sup>

※1 以下の内容に留意すること

- ・インクは植物油インクを使用し、その旨の表示を印刷物へ行うこと。
- ・用紙は再生マットコート紙の使用が望ましいが、調達が困難な場合は、できる限り古紙パルプ配合率が高い商品を使用するなど、調達可能なものの中から環境に配慮されたものを選択するよう努めること。
- ・JIS規格S0033に基づき、色覚バリアフリーに配慮した配色とすること。

※2 表面は「ア ポスター」でデザインしたものを使用

### (3) 校正

- ・校正は原則、文字校正2回、色校正1回とするが、県が校了と判断するまで校正を行う場合がある。

### (4) 原稿の渡し方

- ・電子データ (別紙: POWER POINT, WORD 及び EXCEL、コバトン及び県章画像: JPEG)

### (5) 印刷部数

- ア ポスター 5,000部
- イ チラシ 10,000部

#### 4 留意事項

広報物には以下の事項を記載する。

- (1) 「彩の国 埼玉県」
- (2) 埼玉県の県章
- (3) コバトンのイラスト + 「埼玉県のマスコット コバトン」

※ (1) ~ (3) は県が提供する。

#### 5 業務委託期間及び納品

##### (1) 委託期間

契約締結日から令和5年3月15日(水)

##### (2) 納品期限

令和5年3月15日(水)

##### (3) 納品場所

###### ア 電子データ

CD-ROMで県へ納品すること。

なお、電子データの形式は、PDF及びJPEGとし、データの納品は校了後速やかに行うこと。

###### イ 印刷した成果物

県の指定する場所(県内医療機関等)へ納品すること。

送付先のリストは県から提供する。

送付に必要な封筒も受託者が用意し、封筒に埼玉県からの送付物であることと、内容物が分かるように記載すること。

成果物の送付に伴い、県から提供する頭紙を同封すること。

送付時印刷した成果物の折り畳みは可とする。

送付先へ届かなかった場合は送付先の名称を記録しておくこと。

- ・ポスター 県内の医療機関  
1医療機関当たり、1部配送
- ・チラシ 県内の在宅医療実施医療機関  
1医療機関当たり、10部配送

#### 6 その他

- ・デザイン・レイアウト等の作業は、県と協議しながら進めること。
- ・成果物は、県に関連するホームページ及び広報物で使用する。
- ・本業務により作成された成果品及びイラスト等の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は埼玉県に帰属する。ただし、受託者が本業務を受託する以前から所有する写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りではな

い。受託者が所有する写真・イラスト等を、県が成果品以外に使用する際には、受託者と協議・許諾等を要するものとする。

- ・受託者は、本業務により作成された成果品及びイラスト等について、埼玉県及び埼玉県から譲渡を受けた第三者に対して、著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。ただし、受託者が本業務を受託する以前から所有する写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りではない。
- ・本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、県と協議し、指示を受けること。

●ポスター送付先

- ・病院 342箇所
- ・診療所 4533箇所
- ・埼玉県保健医療部医療整備課（本庁舎4階）

●チラシ送付先

- ・在宅医療実施医療機関 約891箇所（R4.9時点）
- ・埼玉県保健医療部医療整備課（本庁舎4階）